

請願採択は議会の良識が問われる



選択的夫婦別姓法制化は国民の願い

米原市民報

日本共産党米原市会議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党湖北地区議員団
事務局 藤田正雄 Tel.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

夫婦別姓反対の意見書を求める請願が6月定例会に提出されました。提出者は「家族の絆を守る会（代表西村久子氏）」で紹介議員は自民党の後藤英樹議員です。また7日に新日本婦人の会より議長あてに「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」提出の陳情が提出されました。選択的夫婦別姓制度について今までの経過について考えてみました。

選択的夫婦別姓は世界の流れ

現在の民法では結婚に際してどちらかの氏を選択をしなければなりません。実際的には、このように強制している国は先進国では日本以外はありません。

本宮と同姓強制で一体感

請願では「選択的夫婦別姓」は家族の一体感をなくすと言っていますが、現在でも離婚された夫婦でも「氏」が異なる家族が存在します。家族の結びつきは「氏」とは関係ないと考えるのが多数です。そして「選択的」であり個人の選択にまかせるといのが今回の法律改正の前提です。

県議会の対応は

県議会では2020年3月に「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」が採択されています。

米原市議会での審議の課題

今回の請願は、今までの国や県議会での議論を台無しにする議論です。採択すれば市議会の良識が問われるものとなります。

委員会審査を経て本会議での審査となります。慎重な審議をお願いします。

新日本婦人の会の陳情書

2021年6月7日

米原市議会議長様

新日本婦人の会

長浜支部長 秋野久子

陳情書

「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」を政府に提出してください

【趣旨】

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められていないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。夫婦同姓を強制している国は日本以外になく、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。

市区町村で選択的夫婦別姓の導入を求める意見書があがっており、滋賀県議会でも2020年3月23日・2021年3月19日に意見書が採択されています。

選択的夫婦別姓に関して、世論は大きく変わっている今こそ、早期に民法改正にむけて国会で議論をすることが求められます。

上記の内容をふまえ、貴議会におかれましては、国会・政府に「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」を提出くださるよう陳情いたします。

【陳情項目】

国会・政府に「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」を提出すること

今までの経過は

このようなことから法制審では1996年に夫婦別姓の法律改正の提言を行なっています。また2010年にも法律改正を準備しましたが提出できませんでした。

雑感

個人的なことで申し訳ありませんが、以前勤めていた職場でも通称名使用の申し込みができるようになりました。しかし職場で十分な説明がなされておらず、うわさ話や憶測が流れました。本人は仕事上のことで、いちいち名前を変えたことを説明することより、通称名を使うことが有利だと考えたと思います。そのことに十分な配慮が出来なかったことに反省しています。戸籍の「筆頭者」また住民票の「世帯主」がなぜ今まだ生きているのか、歴史的な背景と現実との乖離をしっかりと考える必要があります。ある高齢者の家に行ったとき、なぜこの保険料になっていいのかと聞かれ、所帯主の息子さんに所得があるためと答えました。「所帯主」とは何なのかと聞かれ、世帯の主たる生計維持者ですと答えましたが、わしが息子の生活を支援しているのに息子が「世帯主」か言われてしまいました。

